

1月10日(木)から各保育所で

保育所の入所受け付けが はじまります

平成20年4月に、新しく保育所に入所する児童の受け付けを行います。入所を希望する方は、受付日（別表参照）にお子さんと一緒に各保育所においでください。

なお、現在入所している児童については、各保育所を通じて継続手続きの書類を配布します。



* 保育所に入所できるのは *

児童の保護者や同居の親族の方が、次のいずれかの事情にある場合です。

- ①家庭の外で仕事をするため、児童の保育ができない。(会社員、パートなど)
- ②家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするため、児童の保育ができない。(農業、自営業、内職など)
- ③死亡、行方不明等により親がいないため、児童の保育ができない。
- ④親が出産の前後、病気、負傷、もしくは心身に障害を有しているため、児童の保育ができない。
- ⑤家庭内に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいて、保護者がその看護に当たっているため、児童の保育ができない。
- ⑥家庭の災害（火災、風水害など）の復旧に当たっているため、児童の保育ができない。
- ⑦前期①～⑥に類する状態にある。

* 入所の受け付け *

受け付けの日時・場所は別表のとおりです。午前9時から正午までの間に各保育所においでください。広原保育所のみ、おうめい保育園での受け付けにな

ります。申込書は各保育所、社会福祉課保育班および各支所福祉室に用意してありますので、事前に受け取り、記入したものを受付日に持参してください。受付日に来られない場合は、社会福祉課保育班、各支所福祉室でも平成20年1月8日(火)まで受け付けます。

市外の保育所への入所を希望される方は、平成20年1月8日(火)までに保育班へ申し込んでください。※入所については、家庭で保育できない状態になったときは、年度の途中でも随時受け付けます。ただし、児童数や年齢等によって希望する保育所に入所できない場合がありますので、ご相談ください。

* 月額保育料 *

保育料は、保護者の前年の所得税額や前年度の住民税の課税状況等により毎年算出されます。また、保育料には、給食費が含まれます。

- 3歳未満児 5,000円～43,000円
- 3歳以上児 3,000円～26,000円

＜問い合わせ先＞
社会福祉課保育班
(☎62-5313)



入所受け付けの日程

受付時間は、午前9時～正午です。

保 育 所 名	受 付 日
旭市立ゆたか保育所	1月10日(木)
旭市立日の出保育所	
旭市立とみうら保育所	
旭市立共和保育所	1月11日(金)
旭市立中央第一保育所	
旭市立干潟保育所	
旭市立池の端保育所	1月15日(火)
旭市立中央第二保育所	
旭市立中央第三保育所	
サンライズベビーホーム (3歳未満児のみの施設)	

保 育 所 名	受 付 日
旭市立海上保育所	1月16日(水)
広原保育所 ※受け付けは おうめい保育園	
おうめい保育園	
鶴巻保育園	
旭市立飯岡中央保育所	1月17日(木)
旭市立三川保育所	
旭市立塙保育所	
ひかり保育園	
旭市立まんざい保育所	1月18日(金)
旭市立古城保育所	
干潟町中央保育園	